

御坊広域行政事務組合における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和元年10月1日

御坊広域行政事務組合管理者

御坊広域行政事務組合における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画の期間

令和元年10月1日から令和8年3月31日までとします。

2. 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性の活躍を推進するため、総務課において本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析の結果、女性の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を80%以上とし、育児参加のための休暇の取得割合を50%以上とする。

4. 女性の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

令和元年10月1日から、配偶者が出産を控えている全ての男性職員に対し、個別に制度についての情報提供を行う。